

みどりしんきん「創業100周年記念定期預金」

商品概要説明書

(2020年7月15日現在)

1. 商品名 (愛称)	○愛称：みどりしんきん「創業100周年記念定期預金」					
2. ご利用できる方	○個人または個人事業主の方 (当金庫の会員・非会員を問わず)					
3. 募集総額	○10億円					
4. 取扱期間	○2020年7月15日(水)～2020年12月30日(水) ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。					
5. 預入期間	○自由金利型定期預金<M型> 定型方式 1年 自動継続型 (元金継続・元利金継続)					
6. 預入						
(1) 預入方法	○一括預入					
(2) 預入形式	○証書式・通帳式・総合口座式					
(3) 預入金額	○新規で10万円以上500万円以下 スーパー定期 10万円以上 300万円未満 スーパー定期300 300万円以上 500万円以下					
(4) 預入単位	○1万円単位					
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。					
8. 制限事項等	○新規の定期預金のお預入れに限定させていただきます。 (既にお預入れいただいている定期預金の預替えはできません。) ○本商品のお預入れは、お一人様1店舗のみにさせていただきます。					
9. 利息						
(1) 適用金利	○固定金利 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>当金庫出資会員の方</td> <td>年0.200% (税引前)</td> </tr> <tr> <td>非会員の方</td> <td>年0.100% (税引前)</td> </tr> </table> ○自動継続後は継続日における「スーパー定期」または「スーパー定期300」の店頭表示金利を約定金利として適用します。		当金庫出資会員の方	年0.200% (税引前)	非会員の方	年0.100% (税引前)
当金庫出資会員の方	年0.200% (税引前)					
非会員の方	年0.100% (税引前)					
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。					
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。					
10. 税金	○受取利息には20% (国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には、「復興特別所得税」が課税されますので、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。					
11. 手数料	—					
12. 付加できる特約	○マル優の取扱いができます。 ※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。					

13. 中途解約時の取扱い	<p>○この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、上乗せ金利は適用されません。お預入れ期間に応じた以下の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満・・・・約定利率×50%
14. 金利情報の入手方法	<p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。</p>
15. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
16. その他	<p>○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>